

2023年9月4日

## 当社株式の取り扱いについてのお知らせ

当社株式は、2023年8月4日にて上場廃止となりました。

株主様及び関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしていることを心よりお詫び申し上げます。

上場廃止時点の株主名簿確定作業が終了、各種届出窓口等の準備が整いましたので、今後の当社株式の取り扱いにつきまして、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 今後の株式事務について

当社株式につきましては、2023年8月7日をもって、株式会社証券保管振替機構による当社株式の取り扱いが廃止となり、各証券会社等での諸届出の受付についても廃止されました。

このため、当社株式に関する名義書換・住所変更等の各種手続きにつきましては、原則として手続書類への実印のご捺印及び印鑑証明書の添付により、株主様の本人確認及び株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。

つきましては、名義書換・住所変更等の各種手続きの際は、手続書類の届出印欄に実印をご捺印の上、発行から6か月以内の印鑑証明書とともにご提出をお願いいたします。

手続書類のご提出及び各種お問い合わせは、以下をお願いいたします。

なお、当社は株券不発行会社であり、今後も株券の発行は予定しておりません。

郵便物送付先及び各種お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先：東京都杉並区和泉二丁目8番4号

お問い合わせ先：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 平日午前9時～午後5時（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

URL <https://www.smtb.jp/personal/agency/>

#### 2. 上場廃止後の株式売買等について

① 当社株式の売買は、株式市場において売買することができず、相対取引（売却を希望される方と買受を希望される方の当事者間での直接取引）のみとなります。従いまして、売却をご希望される株主様は、ご自身で購入希望者を探していただく必要があります。

② 株主総会における議決権や株主様が剰余金の配当を受け取る権利等につきましては、従来通りとなります。ただし、剰余金の配当の実施の有無は、当社の業績次第となります。

以上